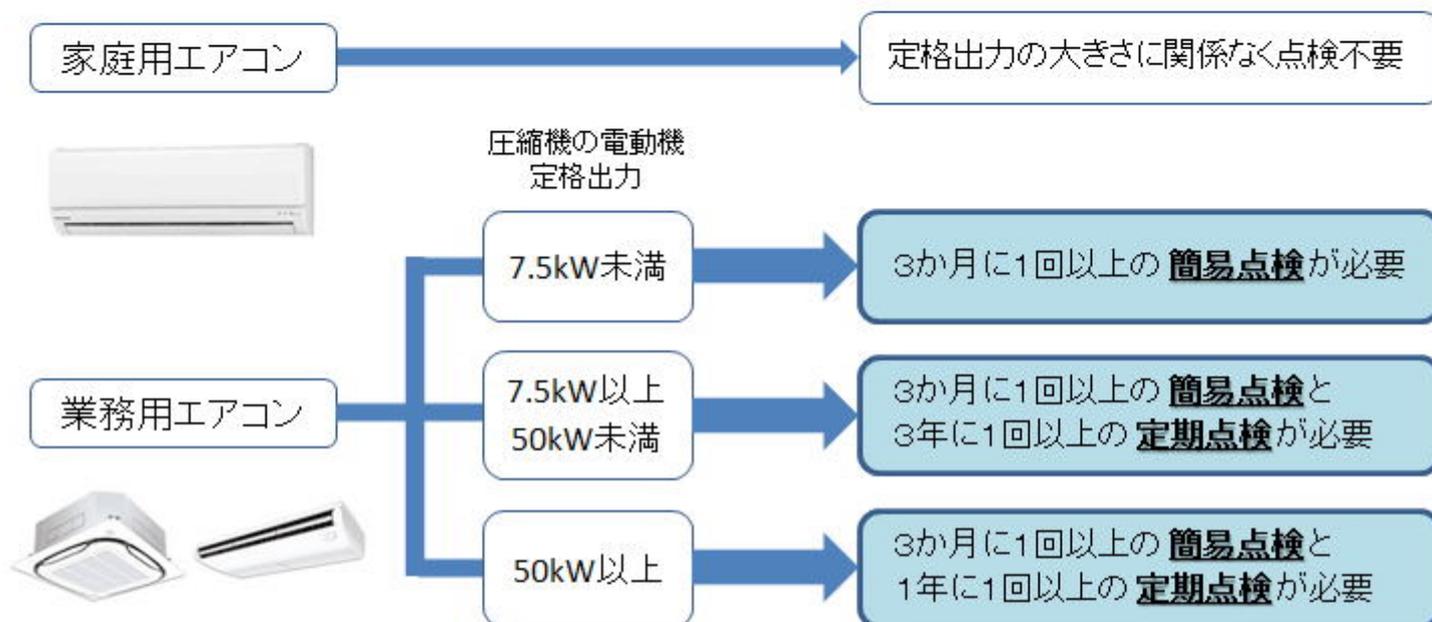


業務用エアコンのフロン類漏洩点検の義務化について

地球温暖化とオゾン層の破壊の原因となるフロン類(CFC、HCFC、HFC)の排出抑制のため、業務用エアコンの管理者に機器やフロン類の適切な管理を義務づける「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(略称:改正フロン法)が平成27年4月より施行されました。

これを受けて、現在、医療機関で「業務用エアコン」をご使用の場合も「簡易点検」や「定期点検」の実施がすでに必要となっております。

なお、エアコンの分類、点検の有無や種類、罰則などについては以下のとおりです。



簡易点検とは？

管理者が行う目視による外観点検で、その結果を点検・修理記録簿へ記録・保存する必要があります。

定期点検とは？

有資格者(冷媒フロン類取扱技術者など)による点検で、外観検査を実施したうえで、直接法と間接法を組み合わせた方法で点検を行い、その結果を点検・修理記録簿へ記録・保存する必要があります。

参考:環境省・経済産業省作成「簡易点検の手引き」URL
http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html

フロン排出抑制法の義務に違反した者に対する罰則

- フロン類をみだりに放出した場合 ⇒ **1年以下の懲役または50万円以下の罰金**
- 機器の使用・廃棄等に関する義務について、都道府県知事の命令に違反した場合 ⇒ **50万円以下の罰金**
- 国から求められた「管理の適正化の実施状況報告」の未報告や虚偽報告 ⇒ **20万円以下の罰金**
- 算定漏えい量の未報告・虚偽報告の場合 ⇒ **10万円以下の過料**